

優良ランク保証Ⅲ(ファイン1000)

1 保証対象者

財務内容が健全な個人事業主であり、かつ申込金融機関が支援する先

2 資格要件

県内に事業所を有し、保証対象業種に属する個人事業主であって、以下の要件を満たす方

- (1)創業後3年以上同一事業を継続して営んでいること
- (2)原則として、申込金融機関と与信取引が1年以上あること
- (3)次の全てに該当する方

- ①青色申告者であり、かつ貸借対照表を作成している
②直近の申告における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した当協会の保証料率区分が「第5区分」以上(スコアリングが64点以上)であること

3 保証限度額

1,000万円

4 資金使途

運轉資金

ココをチェック!!

短期資金(手貸恒常資金)の利用
も可能です！

5 保証期間

15年以内 (ただし、一括返済の場合は1年以内)

ココをチェック!!

最長15年の超長期保証が
利用できます！

6 その他

※金融機関から当協会宛に、本商品の申込取扱いについて、所定の「事前照会書」による事前照会が必要です。

※当該申込人の経営にとって、有益となる場合に限りプロパー資金の旧債振替を認めています。

〈優良ランク保証Ⅲ (ファイン1000)に係る事務処理フロー〉



- ①お客様に「ファイン1000」の利用意思があるかどうか確認します。
(※対象者は個人事業主のみです。)
- ②金融機関は、「保証申込事前照会票」(様式M132)を作成し、保証協会に照会(FAX、持込、郵送)します。
※保証申込事前照会票の裏面により、資格要件を必ずチェックしてください。
- ③保証協会は、金融機関に対し、速やかに保証の取扱いの諾否等について「保証申込事前照会回答書」(様式M133)等により回答します。
※原則として、照会日から3営業日以内に回答します。
※金融機関のプロパー資金の「旧債振替」を伴う場合には、既存債権の確認資料(取引明細書等)を同時に提出していただきます。なお、正式申込時に、「既存債権充当(約定書第3条)申請書」(様式M37)に原契約書(写)を添付して提出してください。
- ④事前照会の回答を受けた金融機関は、関係資料を整えて正式に保証協会に保証依頼を行います。
- ⑤保証協会は、簡易審査により迅速な保証承諾に努めます。
- ⑥保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。

【保証申込事前照会票の様式】

(表)

[illegible]

(裏)

[illegible]

(注1)手貸恒常資金としての利用も可能ですが、資格要件を欠くこととなった場合には、「更新」は認められませんのでご注意ください。なお、この場合には、完済するか一般保証等で分割返済へ借換え(または条件変更手続き)する必要があります。

【既存債権充当(約定書第3条)申請書の様式】

[illegible]

(注2)「旧債振替」は、当該申込人にとって有益となる場合であって、当協会が特に認めた場合に限りま。